

アルプスアルパイングループ人権方針

アルプスアルパイン株式会社およびそのグループ会社（以下、アルプスアルパイン）は、企業理念および5つの経営姿勢に基づき「アルプスアルパイングループ行動規範」を定め、役員および社員に理念および経営姿勢の実践を求めています。

人権の尊重はこれらの根幹をなす価値観であり、すべての事業活動において不可欠なものとしてアルプスアルパインはすべてのステークホルダーの人権に対する責任を果たしていきます。

1. 適用範囲

本方針は、アルプスアルパインのすべての役員・従業員（非正規従業員を含む）に適用されます。また、アルプスアルパインの事業活動に関わるすべてのサプライヤーおよびビジネスパートナーに対しても、本方針の理解と支持を求めるとともに、人権を尊重しその侵害を防止する取り組みを実践いただくことを期待します。

2. 国際規範の尊重

アルプスアルパインは、以下の国際的な人権規範を尊重し、その趣旨を踏まえ事業活動に反映するよう努めます。また、国際的な人権基準に加えて、アルプスアルパインが事業を展開する各国・地域の法令および規制を誠実に遵守します。

- 世界人権宣言（国連）
- 労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言（ILO）
- ビジネスと人権に関する指導原則（国連）
- OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針
- その他国際的に認められた人権宣言等

3. 重点課題

アルプスアルパインは、電子機器産業における特有の人権リスクを考慮し、以下の項目を重点課題として取り組みます。これらの課題は、自社が実施した人権リスク評価に基づき特定したものです。

- 労働安全衛生
- ハラスメント
- 長時間労働
- プライバシーの尊重、個人情報の保護

4. ガバナンス体制

アルプスアルパインは、人事担当執行役員を責任者とし、人事部門が中心となって人権尊重の取り組みを推進します。その成果はサステナビリティ委員会を通じて取締役会に報告されます。年度末にはマネジメントレビューを実施し、本方針の実行状況およびその有効性を評価した上で、その結果に基づき継続的な改善に努めます。こうした仕組みを通じてバリューチェーン全体における人権尊重の実効性向上に努めます。

5. 人権デューデリジェンス

アルプスアルパインは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施します。自社およびグループ会社の事業活動や取引関係を通じて引き起こす、または関与する可能性のある人権への負の影響を特定・評価し、その防止および軽減に努めます。

6. 救済措置

アルプスアルパインは、通報者の秘匿性の確保と不利益な取扱いの禁止を徹底した国内外のグループ従業員向けの内部通報制度を設けています。また、サプライチェーンを含む幅広いステークホルダーからの苦情を受け付ける相談窓口も設置し、人権に対する負の影響が明らかになった場合には、適切な手続きを通じて是正および救済に取り組みます。

7. 教育と啓発

アルプスアルパインは、すべての役員・従業員（非正規従業員を含む）を対象に、人権方針の理解と実践を促進するための適切な教育および啓発活動を実施します。

8. ステークホルダーとの対話

アルプスアルパインは、関連するステークホルダーとの継続的な対話と協議を通じて、人権課題に誠実に対応し、その改善・解決を図ります。

9. 情報開示

アルプスアルパインは、人権尊重に関する取り組みの進捗や成果について、ウェブサイトや統合報告書などを通じて定期的かつ適切に情報開示を行い、透明性の確保に努めます。

10. 方針の見直し

アルプスアルパインは、社会的動向や関係法令の変化などを踏まえ、人権方針の継続的な見直しと必要に応じた改善を行います。

アルプスアルパイン株式会社
取締役 執行役員 人事総務本部長
小林 淳二

制定日 2025 年 10 月 1 日

小林 淳二